

板橋区・UR 連絡会議設置要綱

(平成 23 年 10 月 13 日区長決定)

(設置)

第1条 平成 23 年 6 月 23 日に、区と独立行政法人都市再生機構（以下「UR 都市機構」という。）が締結した「『ひと・まち・みどり』を『みらい』へつなぐ板橋区と独立行政法人都市再生機構との連携協力に関する協定書」第 3 条に基づき、「みらい」へ継承していく美しく安全で快適なまちづくりに資することを目的として、板橋区・UR 連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議するほか、相互の取組みに関する状況報告及び意見交換を行う。

(1) 既成市街地における都市再生の推進に関する次に掲げる取組み

- ア 魅力ある生活拠点の形成や防災性の向上に向けたまちづくりに関すること。
- イ 都市基盤整備に伴うまちづくりに関すること。
- ウ その他必要と認める事項

(2) UR 都市機構が板橋区内において管理する賃貸住宅ストックを含む地域における次に掲げる取組み

- ア 高齢者支援に関すること。
- イ 子育て支援に関すること。
- ウ 防災対策及び災害発生時の対応に関すること。
- エ 国土交通省及び厚生労働省が推進する安心住空間創出プロジェクトに関すること。
- オ その他必要と認める事項

(委員構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 政策経営部長
- (2) 危機管理室長
- (3) 健康生きがい部長
- (4) 子ども家庭部長
- (5) 都市整備部長
- (6) 政策経営部創造都市デザイン課長
- (7) 政策経営部財政課長
- (8) UR 都市機構職員

(9) その他区長が適当と認めた者

(会長)

第4条 連絡会議に、会長を置く。

- (1) 会長は、政策経営部長とする。
- (2) 副会長は、UR都市機構職員とする。
- (3) 会長は、連絡会議の会務を統括する。
- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長が委員を招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(分科会)

第6条 連絡会議は、第2条の協議事項に関する具体的な検討を行う組織として、連絡会議の下に分科会を設けることができる。

- (1) 分科会の構成員となる区職員は、その協議事項に応じて課長級以下の職員の中から連絡会議が指名する。
 - (2) 分科会の構成員となるUR都市機構職員は、UR都市機構が指名する。
- 2 分科会は、連絡会議が指名する区職員が統括する。
- 3 分科会は、連絡会議から下命された協議事項について検討を行い、その結果を連絡会議に報告する。

(事務局)

第7条 連絡会議及び分科会の事務局は政策経営部創造都市デザイン課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付則

この要綱は、決定の日から施行する。

付則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。(組織改正)